随意契約締結状況

令和8年8月

No.	物品等又は役務の提供の名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約にかかる 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項（備考）
1	非常用自家発電装置修繕工事 数量：一式 （秋田県赤十字血液センター）	総務部　経理課 宮城県仙台市泉区 明通2－6－1	令和8年8月4日	秋田電機建設株式会社 秋田県秋田市手形字山崎110番地3	2,035,000円	日本赤十字社会計規則第36条4項の規定に基づき、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。	
2	給水設備（受水槽）の修繕工事 数量：一式 （青森県赤十字血液センター）	総務部　経理課 宮城県仙台市泉区 明通2－6－1	令和8年8月26日	㈱共立機工商会 青森県青森市大字野木字野尻37番地727	5,280,000円	日本赤十字社会計規則第36条4項の規定に基づき、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。	
3	X線照射装置にかかるX線管装置交換 数量：二台 （東北ブロック血液センター）	総務部　経理課 宮城県仙台市泉区 明通2－6－1	令和8年8月21日	富士フィルムメディカル株式会社 仙台市宮城野区鉄砲町西1-14	5,500,000円	日本赤十字社会計規則第36条4項の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。	